

公共の施設等のあり方に関する 調査特別委員会会議録

平成20年10月28日(火)

(開 会) 10:51

(閉 会) 11:35

○ 委員長

ただいまから公共の施設等のあり方に関する調査特別委員会を開会いたします。「公共施設等のあり方について」を議題といたします。執行部から提出資料について補足説明を求めます。

○ 行財政改革推進室主幹

はじめに、「第一次実施計画策定スケジュール」についてご説明いたします。配布いたしております策定スケジュールをお願いいたします。上から4段目の素案(たたき台の)作成でございますが、これまで9月末までに作成するとご説明してまいりましたが、1ヶ月程度遅れております。次の段の素案(たたき台)に対する市民(利用者、地域、関係団体等)からの意見聴取でございますが、パブリックコメントの手法に倣いまして、11月1日から市報、ホームページに掲載するとともに、支所、公民館等主な公共施設に素案を配布し意見をお聴きするとともに、関係団体等からもご意見等をお聴きすることにいたしております。また、11月初旬から中旬にかけて、行財政改革推進委員会及び公共施設等のあり方検討小委員会を開催いたしまして、ご意見・ご提言をいただくことにいたしております。次の段の第一次実施計画策定でございますが、議会でのご意見、市民、関係団体等からのご意見を参考にさせていただきながら、来年の1月を目途に行財政改革推進本部において策定する予定でございます。次の段の市民等への広報でございますが、策定後は速やかに市民の皆さんや地域、関係団体等にご説明をするようにいたしております。

つぎに、「公共施設の今後のあり方に関するアンケート」の調査結果をまとめておりますので、簡単にご説明いたします。別途配布いたしております資料をお願いいたします。1ページをお願いします。このアンケート調査につきましては、今年の7月1日から31日にかけて実施したものでございます。各地域の人口や年齢等を考慮しながら、各公民館のサークル、各種団体、大学、保護者、企業等に3千枚配布いたしまして、2,174人の方から回答を得ております。なお、内容の説明は省略させていただきます。

つぎに、「飯塚市公共施設等のあり方に関する第一次実施計画」の素案についてご説明いたします。別途配布いたしております資料をお願いいたします。この素案は、基本方針に記載しております方向性を基本としまして、議会や市民の皆さん方のご意見等をお聴きするためにたたき台として作成いたしております。1ページをお願いします。1に策定の趣旨、2に策定にあたっての基本的な考え方、3に計画の策定について記載いたしております。2ページをお願いします。4に計画の実施期間、5に計画を実施するにあたっての基本的な考え方を記載いたしております。この中で、市民への周知期間を考慮した中での施行時期、廃止後の跡地の原則有償譲渡、地域等への貸与等の際の支援等について記載いたしております。6には推進体制と進行管理について記載いたしております。なお、参考としまして本文で使用しております用語の意味について記載いたしております。

つぎに、施設ごとの方向性についてご説明いたします。この中では、施設概要、利用者数等、管理運営コスト、見直しの方向、具体的な内容、見直しにあたって考慮すべき事項及び実施スケジュールについて記載いたしておりますが、施設ごとに「見直しの方向」についてご説明いたします。

5ページをお願いします。最初に「小学校」の方向性でございますが、13ページをお願いします。①小学校の適正規模については、18学級以上を目指し、12学級未満の小学校は旧町区域

に 1 校のみの設置である小学校を除き、隣接校と再編整備を行うことを原則とし、現在の 22 校を 13 校から 15 校に再編する。②隣接校との再編整備にあたっては、敷地面積、立地場所、校舎の建築年度や児童の安全確保等を総合的に勘案した中で、支障が生じないと客観的に判断できる学校に統合を行う。なお、敷地面積、立地場所等の関係で既存校への統合がどうしても困難な場合は、小・中一貫教育校も視野に入れた中で、新たな立地場所等について検討を行い、整備計画を策定する。また、再編整備の対象外となる小学校で、老朽化が著しく耐震補強工事等に多額の経費を要する場合において、小学校と中学校が隣接しているときは、小中一貫教育校も視野に入れた中で、改築工事を実施する。③①に記載している適正規模や適正配置等を総合的に勘案し、立岩小学校、伊岐須小学校、上穂波小学校、大分小学校及び庄内小学校は現行どおり現在地において存続する。なお、耐震補強工事及び大規模改修工事等は、上穂波小学校は平成 21 年度、立岩小学校及び庄内小学校は平成 22 年度から実施する。また、穎田小学校については、穎田中学校との小中一貫校設置を検討し、平成 20 年度末までに決定を行い、平成 23 年度から改築工事等を実施する。④③に記載している小学校を除く 16 小学校については、第 2 次実施計画で見直しの方向を示すものとする。⑤通学距離については原則 4km 以内とし、通学区域の見直しについては、第 2 次実施計画で方向性を示す小学校と合わせて、通学距離、児童の安全確保、小学校と中学校との連携・接続、学校と地域との連携等を総合的に勘案しながら、保護者をはじめ、地域住民や通学区域審議会等の意見を聴きながら、再編整備の時期を勘案した中で決定する。また、隣接校との再編整備も含め通学区域の見直しを行う際には、スクールバス運行の充実についても併せて検討を行う。⑥学校施設の耐震化工事については、児童の安心・安全確保の観点から、第 2 次実施計画で見直しの方向を示す小学校も含めて、全小学校において実施し、平成 27 年度までに完了する。⑦一クラスの児童数は、現行どおり、1 年生から 3 年生までは 35 人以下とし、4 年生以上は 40 人以下を継続する。なお、今後も引き続き少人数学級の拡充について検討を行う。⑧小学校は、可能な限り、学校開放事業として地域住民に開放するとともに、地域コミュニティ構築等の観点から、教育的な効果ができる施設、学校の特徴を活かせる施設等については、建替工事等の際に複合化・多機能化を図る。また、トイレの改修、エレベーターの設置、バリアフリー化などについても順次計画的に整備を行う。としております。

16 ページをお願いします。中学校でございますが、20 ページをお願いします。①中学校の適正規模については、9 学級以上を目指し、9 学級未満の中学校は旧町区域に 1 校のみの設置である中学校を除き、隣接校と再編整備を行うことを原則とし、現在の 12 校を 9 校から 10 校に再編する。②隣接校との再編整備にあたっては、敷地面積、立地場所、校舎の建築年度や生徒の安全確保等を総合的に勘案した中で、支障が生じないと客観的に判断できる中学校に統合を行う。なお、敷地面積、立地場所等の関係で既存校への統合がどうしても困難な場合は、小・中一貫教育校も視野に入れた中で、再度検討を行い、整備計画を策定する。また、再編整備の対象外となる小学校で、老朽化が著しく耐震補強工事等に多額の経費を要する場合において、小学校と中学校が隣接しているときは、小中一貫教育校も視野に入れた中で、改築工事を実施する。③①に記載している適正規模や適正配置等を総合的に勘案し、飯塚第一中学校、二瀬中学校、穂波西中学校、筑穂中学校及び庄内中学校は現行どおり現在地において存続する。また、鎮西中学校は存続するが、敷地面積が狭小なことから、移転も含め検討を行う。なお、耐震補強工事及び大規模改修工事等は、穂波西中学校は平成 21 年度、二瀬中学校及び筑穂中学校は平成 22 年度、庄内中学校は平成 23 年度から実施する。また、穎田中学校については、穎田小学校との小中一貫教育校設置を検討し、平成 20 年度末までに決定を行い、平成 23 年度から改築工事等を実施する。④③に記載している中学校を除く 5 中学校については、第 2 次実施計画で見直しの方向を示すものとする。⑤通学距離については原則 6km 以内とし、通学区域の見直し

については、第2次実施計画で方向性を示す中学校と合わせて、通学距離、生徒の安全確保、小学校と中学校との連携・接続、学校と地域との連携等を総合的に勘案しながら、保護者、地域住民をはじめ通学区域審議会等の意見を聴きながら、再編整備の時期を勘案した中で決定する。また、隣接校との再編整備も含め通学区域の見直しを行う際には、スクールバス運行の充実についても併せて検討を行う。⑥学校施設の耐震化工事については、生徒の安心・安全確保の観点から、第2次実施計画で見直しの方向を示す中学校も含めて、全中学校において実施し、平成27年度までに完了する。⑦一クラスの生徒数は、現行どおり、40人以下を継続する。なお、今後も引き続き少人数学級の導入について検討を行う。⑧中学校は、可能な限り、学校開放事業として地域住民に開放するとともに、地域コミュニティ構築等の観点から、教育的な効果ができる施設、学校の特徴を活かせる施設等については、建替工事等の際に複合化・多機能化を図る。また、トイレの改修、エレベーターの設置、バリアフリー化などについても順次計画的に整備を行う。としております。

24ページをお願いします。幼稚園でございますが、25ページをお願いします。①幸袋幼稚園、庄内幼稚園及びかいた幼稚園の3園は、再編整備し1園とする。なお、再編整備にあたっては、保護者の利便性等を考慮しながら、移転統合も含め、設置場所、設置時期並びに幼保連携及び小学校教育との連携・接続等について検討を行い、平成22年度までに決定する。②再編後の旧施設については、少子化が進行する中、施設の老朽化や幼稚園就園児の減少等を総合的に勘案し、民間譲渡は行わず、原則として民間譲渡(売却)する。なお、利用者の安全性が確保できると判断した場合は、子育て支援関連等の事業展開が行える民間ボランティア団体等に無償貸与する。としております。

27ページをお願いします。給食センター・自校式給食調理場でございますが、28ページをお願いします。①「飯塚市学校給食運営基本方針」に基づき、学校施設の大規模改修工事等の際に、自校方式の給食調理場を整備する。なお、自校方式の給食調理の民間委託については、平成20年度末までに方針を策定し、計画的に実施する。②学校給食の民間委託にあたっては、学校施設の積極的な利活用の観点から、関係団体等の意見を聴きながら、需要に応じて多機能化を検討する。としております。

30ページをお願いします。公民館・類似公民館でございますが、35ページをお願いします。①中央公民館は、地域コミュニティ活動の拠点施設である地区公民館を統括する中央公民館(中央コミュニティセンター)として今後も継続する。②立岩公民館は小学校区、二瀬公民館及び鎮西公民館は中学校区をコミュニティ組織の範囲としており、該当する小・中学校は現在地(鎮西中学校は移設も含め検討を行う予定)において整備計画が立てられていることから、小・中学校への併設の是非について検討し、平成21年度末までに決定する。③菰田公民館は菰田小・中学校区、穂波公民館は穂波地区の全域をコミュニティの範囲としているが、小・中学校の再編整備とあわせて、地域コミュニティ範囲の再編の必要性などについて、平成21年度末までに地域住民及び関係団体等と協議を行いながら、小・中学校への併設の是非も含め検討し、決定する。④幸袋公民館、飯塚東公民館、飯塚公民館及び鯉田公民館の今後のあり方については、第2次実施計画の「小・中学校の見直しの方向」に合わせて平成21年度末までに決定する。⑤筑穂公民館は、筑穂地区の全域を地域コミュニティの範囲としているが、現行どおり現在地において存続するのか、筑穂中学校の大規模改修工事等の際に複合施設化するのか、若しくは、筑穂支所庁舎内に移設するのか、又は、地域コミュニティの範囲を再編するのかなどについて、平成21年度末までに地域住民及び関係団体等と協議を行いながら決定する。⑥庄内公民館は、地域住民の利便性等を考慮し、庄内支所周辺の公共施設に移設する。なお、移設時期及び移設場所等については、平成21年度末までに地域住民及び関係団体等と協議を行いながら決定する。⑦穎田公民館は、中学校区を地域コミュニティの範囲としており、当該小・中学校は現在地にお

いて整備計画が立てられていることから、改築工事等の際に複合施設化を検討する。⑧地区公民館は、地域コミュニティ活動の拠点施設であり、平成 23 年度に地区コミュニティセンターとして再整備する。なお、二瀬公民館、幸袋公民館、鎮西公民館及び鯉田公民館においては、出張所の機能を継続した中で事務を行うこととする。⑨地区公民館は、地域の特性、実情に応じた地域住民による自発的・自立的なまちづくり活動の拠点施設となることが期待されており、今後は、関係団体等とのネットワーク化を図りながら、平成 22 年度にまちづくり協議会(仮称)を設置する。⑩地域コミュニティ構築に向け、地域ボランティア活動を積極的に支援する必要があることから、平成 20 年度末を目途に支援策を検討し、順次実施する。⑪類似公民館のうち、颯田地区の 24 自治公民館は、旧颯田町が直接設置したものであるが、他の地区の自治公民館と整合性を図る観点から、平成 21 年度末を目途に順次関係自治会に建物を無償譲渡する(土地については、無償貸付)。としております。

39 ページをお願いします。文化会館、颯田文化施設サンシャインかいたで` ございますが、40 ページをお願いします。①文化会館(コスモスコモン)は、今後も筑豊地区の文化・芸術の中核的施設として存続させる。また、更なる利用者増を図りながら、市民が満足できる文化・芸術事業を効率的に展開するため、平成 21 年度から再度、文化ホール経営のノウハウを有し、文化会館を拠点施設とした中で、地域の文化振興に寄与することができる指定管理者による管理・事業運営を行う。②颯田文化施設サンシャインかいたは、利用実態等を勘案し、文化ホールではなく、平成 21 年度から当分の間は、地域の生涯学習活動をはじめ様々なコミュニティ活動の拠点施設である颯田公民館の附属施設へ用途変更する。としております。

42 ページをお願いします。歴史資料館(室)、郷土資料館でございますが、43 ページをお願いします。歴史資料館(室)・郷土資料館は、3 箇所設置しているが、飯塚市歴史資料館に統合し、飯塚市穂波郷土資料館及び庄内歴史資料室は、平成 21 年度中(できるだけ早い時期)に用途廃止する。また、飯塚市歴史資料館は、市内の歴史的文化遺産等を活かした観光都市づくりの拠点施設であり、他の観光・文化施設と連携を図る必要があることから、当分の間は直営で管理運営を行うが、できるだけ早い時期(平成 23 年度を目途)に指定管理者制度を導入する。としております。

45 ページをお願いします。図書館、公民館図書室でございますが、47 ページをお願いします。①飯塚市立図書館を中央図書館とし、飯塚市立図書館筑穂館及び飯塚市立図書館庄内館を地域の図書館として存続させる。穂波図書館と颯田図書館については平成 21 年度中(できるだけ早い時期)に用途廃止し、旧飯塚地区の公民館図書室と同様に地区公民館の図書室として位置づける。②地域住民が利用できるような図書室機能を兼ね備えた学校施設の多機能化等については、課題等を整理・検証し、地域住民や図書・学校教育関係者等の意見を聴きながら、小・中学校の整備計画と合わせて決定する。③図書館の統合整理に伴って削減された経費の一部については、中央及び地域の図書館の充実をはじめ、全市的な読書活動推進を図るための事務事業等に充当する。としております。

49 ページをお願いします。社会教育・生涯学習宿泊施設でございますが、50 ページをお願いします。①八木山青年の家は、施設の老朽化や利用実態等を総合的に勘案し、平成 21 年度末で用途廃止し、民間譲渡(売却)する。②庄内生活体験学校は、様々な生活体験を通じた子どもの健全育成事業を全市的に拡充するため、現行どおり存続する。なお、大規模改修工事等の必要性が生じた際には、将来の事業展開を見据えた中で、施設規模等について再度検討する。③穂波青少年野営訓練所は、大規模修繕工事等の必要性が生じるまでの間は、利用実態等を勘案し、開場期間等の見直しを行いながら存続させる。としております。

53 ページをお願いします。その他の文化・生涯学習施設でございますが、54 ページをお願いします。①庄内生涯学習交流館は、利用実態等を総合的に勘案し、平成 20 年度末で用途廃止す

る。なお、平成 23 年度以降の施設のあり方については、周辺の公共施設と併せて平成 21 年度までに有効活用策を検討し決定する。②長崎街道内野宿ふれあい館は、平成 21 年度から「内野宿展示館」に用途変更し、同年度から指定管理者による管理運営を行う。なお、指定期間満了後の施設の取扱いについては、平成 24 年度までに指定管理者や地域住民と協議を行い決定する。③山口コミュニティセンターは、平成 20 年度末を目途に用途廃止し、地元自治会に無償譲渡(土地については、無償貸与)する。としております。

57 ページをお願いします。体育館でございますが、60 ページをお願いします。①飯塚第 1 体育館及び第 2 体育館を中央体育館、穂波体育館を地域の体育館として継続して設置する。また、筑穂、庄内体育館は、当分の間は継続して設置するが、地区体育振興会等により管理運営が可能な体制が整った段階(平成 22 年度を目途)で廃止し、無償貸与する。また、穎田体育館は、安全面での課題・問題点があることから、穎田小・中学校の体育館建替時に合わせて廃止する。なお、穂波 B&G 体育館は、無償で譲渡された施設であり、また、他の体育施設との集合施設で市民の利便性も高いことから、大規模改修工事等が生じるまでの間は、現行どおり施設を継続して設置する。②存続する体育館については、平成 22 年度から指定管理者制度を導入する。③体育館廃止に伴って削減される経費の一部については、存続する体育館等の施設設備の充実を図るとともに、市民のスポーツを通じた健康づくり事業や利用者の利便性等を向上させるための経費に充てる。としております。

63 ページをお願いします。武道館、弓道場でございますが、64 ページをお願いします。武道館ですが、穂波武道館は、武道専用施設として当分の間は存続させるが、老朽化が著しく、利用者の安心・安全確保の観点から、早期(平成 22 年度を目途)に代替施設を確保する。また、穎田武道館についても、穂波武道館と同様に老朽化が著しく、利用者の安心・安全確保の観点から、一部代替可能な穎田小・中学校体育館の建て替え時などに合わせて用途廃止する。としております。

66 ページをお願いします。弓道場ですが、弓道場は、当分の間は存続させる必要があるが、老朽化が著しいことから、大規模改修工事等の必要性が生じた際は、再度、廃止等を含め弓道関係団体等と協議しながら、検討を行い決定する。なお、存続する間は、危険を伴い利用者が限定される特殊な施設であることを踏まえた中で、平成 22 年度から指定管理者制度を導入する。としております。

68 ページをお願いします。運動広場、グラウンド、陸上競技場ですが、71 ページをお願いします。運動広場、グラウンドにつきましては、①市民運動公園運動広場、健康の森公園多目的広場は、継続して設置する。なお、穎田運動場、筑穂グラウンド、筑穂多目的グラウンド、庄内グラウンドは当分の間は継続して設置するが、地区体育振興会等により管理運営が行える体制が整った段階(平成 22 年度を目途)で用途廃止し、無償貸与する。また、庄内工場団地グラウンドは、代替可能な施設もあることから、平成 21 年度末までに関係行政機関や関係団体等と協議を行ないながら、他用途への変更について検討を行う。②市民運動公園運動広場、健康の森公園多目的広場は、平成 22 年度から指定管理者制度を導入する。③運動広場等の用途廃止に伴って削減される経費の一部については、存続する運動広場などの施設設備の充実を図るとともに、市民のスポーツを通じた健康づくり事業や利用者の利便性等を向上させるための経費に充てる。としております。

74 ページをお願いします。陸上競技場でございますが、75 ページをお願いします。①市民運動公園陸上競技場は、現行どおり未公認の陸上競技場として存続させるが、穂波陸上競技場は、多目的運動広場に目的を用途変更した中で管理運営を行う。②市民運動公園運動広場及び穂波陸上競技場(多目的運動広場に用途変更)は、平成 22 年度から指定管理者制度を導入する。としております。

76 ページをお願いします。野球場でございますが、78 ページをお願いします。①穂波野球場及び筑穂野球場は、現行どおり継続して設置する。また、庄内野球場及び穎田野球場は、地域におけるスポーツ振興の拠点施設として継続するが、地区体育振興会等による自主・自立的な管理運営が可能な時期(平成 22 年度を目途)に用途廃止し、大規模改修工事等の必要性が生じるまでの間は当該団体に無償貸与する。なお、飯塚野球場についても、野球関係団体等による自主・自立的な管理運営が可能な時期(平成 22 年度を目途)に用途廃止し、大規模改修工事等の必要性が生じるまでの間は当該団体に無償貸与する。②穂波野球場及び筑穂野球場は、平成 22 年度から指定管理者制度を導入する。③穂波野球場及び筑穂野球場でのナイター設備の利用は、平成 21 年度から冬期(11～3 月)は閉鎖する。④飯塚野球場、庄内野球場及び穎田野球場の用途廃止に伴って削減される経費の一部については、存続する野球場、運動広場等の設備の充実を図るとともに、市民のスポーツを通じた健康づくり事業や利用者の利便性等を向上させるための経費に充当する。としております。

81 ページをお願いします。プールでございますが、82 ページをお願いします。①健康の森公園市民プールは、現行どおり指定管理者制度を継続して管理運営を行う。また、穂波市民プールについては、B&G 財団から無償譲渡を受けたものであることや近隣の中学校プール施設の利用実態などを勘案しながら、平成 21 年度末までに施設の存廃について決定する。なお、筑穂市民プールは、利用実態を勘案し、平成 21 年度から教育財産に用途変更する。②穂波市民プールは、存続する間、指定管理者制度を平成 22 年度から導入する。としております。84 ページをお願いします。テニスコートでございますが、86 ページをお願いします。①市民運動公園テニスコート及び穂波テニスコートは継続して設置し、庄内テニスコートは平成 21 年度中(できるだけ早い時期)に用途廃止する。また、穎田テニスコートは、地区体育振興会等による自主・自立的な管理運営が可能な時期(平成 22 年度を目途)に用途廃止し、当該団体に無償貸与する。②筑穂テニスコートは利用実態を勘案し、平成 21 年度から教育財産に用途変更する。③筑豊ハイツテニスコートは、当分の間は、現行どおり継続し、庄内温泉筑豊ハイツと一体として見直しを行う。④公の施設として継続するテニスコートについては、指定管理者制度を平成 22 年度から導入する。⑤継続するテニスコートのうち、市民運動公園テニスコートについては、利用実態等を勘案した中で、ナイター設備の利用は中止し、平成 21 年度から昼間のみの利用とする。としております。

89 ページをお願いします。スキー場、キャンプ場でございますが、90 ページをお願いします。サンビレッジ苗ですが、①サンビレッジ苗の人工スキー場は、平成 21 年度末までに指定管理者をはじめ地域住民等と協議を行い、指定管理期間満了後における施設の方向性を決定する。なお、存続する間は、更なる利用者増や管理運営経費節減に努めながら、収支改善を図るものとする。②サンビレッジ苗キャンプ場は、自然環境に恵まれ、施設を活用した中で青少年の健全育成を図ることが期待できることから、指定管理者制度を継続しながら存続する。なお、継続するにあたっては、利用者増や管理運営経費削減に努めながら、収支改善を図るものとする。③サンビレッジ苗体育施設(苗ドーム)は、大規模改修工事等の必要性が生じるまでは存続するが、キャンプ場と同様に利用者増や管理運営経費削減に努めながら、収支改善を図るものとする。としております。

92 ページをお願いします。関の山いこいの森ですが、関の山いこいの森は、利用実態及び立地場所等を総合的に勘案した中で、平成 21 年度末で用途廃止する。なお、跡地の利活用策については平成 21 年度末までに決定する。としております。

94 ページをお願いします。艇庫、ゲートボール場でございますが、艇庫につきましては、穂波艇庫は、B&G 財団から無償譲渡を受けた施設であるが、施設の老朽化の状況や利用実態等を総合的に勘案し、B&G 財団の承認後に用途廃止し、海洋性スポーツ団体等に移譲する。な

お、移譲するまでの間は、当該団体に無償貸与する。としております。

96 ページをお願いします。ゲートボール場ですが、97 ページをお願いします。ゲートボール場は、地域における高齢者等の生涯スポーツ振興や世代間の交流の場として重要な施設となっており、継続して設置する。なお、利用者が極端に少ない施設については、廃止又は用途の変更等を行う。また、施設の維持管理については、現行どおり利用者や地域関係団体等で行う。としております。

98 ページをお願いします。保育所でございますが、穎田第 1 保育所廃止後の跡地の取扱いについては、施設の老朽化の状況や地盤が軟弱であることから、利用者の安全確保が困難であり、民間譲渡(売却)も含め、利活用策について平成 21 年度までに決定する。また、穎田第 2 保育所の跡地については、民間譲渡(売却)する。としております。

100 ページをお願いします。児童センター(館)でございますが、104 ページをお願いします。①児童センター及び児童館(以下「児童センター等」という。)内で実施している放課後児童健全育成事業(以下「児童クラブ事業」という。)は、登録児童が更に増加することが予想されることから、事業の充実を図ることが必要ではあるが、児童厚生施設である児童センター等については、利用実態や必要性等を総合的に勘案しながら、次世代育成支援対策行動計画(後期計画:平成 21 年度策定予定)において、放課後児童の健全育成の中核施設となる児童センター等の箇所数等を決定する。②児童クラブ事業は、放課後児童クラブガイドラインに則った対応が求められることから、小学校の余裕教室の更なる確保を図るとともに、小学校の整備計画等とあわせた中で、可能な限り学校施設内に専用施設を順次設置した中で事業展開を行う。としております。

106 ページをお願いします。その他の児童福祉施設でございますが、少年相談センターについては、少年相談センターは、今後も継続して設置し、近隣自治体、学校、警察、青少年健全育成団体等と更なる連携を図り、青少年の非行を未然に防止しながら、健全育成に向けた取り組みを積極的に実施する。としております。

108 ページをお願いします。つどいの広場いくつかですが、つどいの広場いくつかは、子育て支援等施設として、今後も継続して NPO 法人に無償貸与する。としております。

110 ページをお願いします。高齢者福祉施設でございますが、特別養護老人ホーム筑穂桜の園については、特別養護老人ホーム筑穂桜の園は、指定管理者による指定管理期間が終了する平成 26 年度末で用途廃止し、設置までの経緯を踏まえた中で、住民や福祉関係団体等と連携を図りながら、地域における高齢者福祉事業等を一体的に展開することが期待できる現指定管理者又は民間事業者等に民間移譲する。としております。112 ページをお願いします。筑穂高齢者生活福祉センターですが、筑穂高齢者生活福祉センターは、指定管理者による指定管理期間が終了する平成 26 年度末で廃止し、居住部門事業を除くデイサービス事業等の機能を継続した中で、現指定管理者に移譲する。なお、現指定管理者が移譲を希望しない場合は、施設の設置目的を引き継ぎながら管理運営を行うことが可能な民間事業者等に移譲する。また、居住部門事業等については、他の公共施設等を代替施設として利活用する。としております。

114 ページをお願いします。穎田高齢者福祉センターですが、穎田高齢者福祉センターは、指定管理者による指定管理期間が終了する平成 22 年度で用途廃止し、平成 23 年度から当分の間は、高齢者の健康・生きがい・交流づくり等の機能を継続しながら、地域コミュニティ団体等に貸与する。なお、指定管理期間中における施設内の浴場については、指定管理者と協議を行い、利用実態を勘案しながら、浴場利用時間の短縮を図る。としております。

116 ページをお願いします。筑穂老人福祉センターですが、筑穂老人福祉センターは、施設の老朽化が著しいことから、指定管理者による指定管理期間が終了する平成 26 年度末で用途廃止する。また、指定管理期間中における施設内の浴場については、指定管理者と協議を行い、

利用実態等を勘案しながら浴場利用時間の短縮を図る。としております。

118 ページをお願いします。穎田老人憩いの家「福寿荘」ですが、穎田老人憩いの家「福寿荘」は、老朽化の状況や利用実態等も勘案した中で、指定管理者による指定管理期間が終了する平成 22 年度で用途廃止する。としております。

120 ページをお願いします。保健福祉総合施設でございますが、122 ページをお願いします。①穂波福祉総合センターは、利用・運営実態等を総合的に勘案し、指定管理者制度を継続しながら存続する。②筑穂保健福祉総合センターは、平成 26 年度まで指定管理者による管理運営を行うが、指定期間満了後は用途廃止し、施設の機能を継続した中で、平成 27 年度から現指定管理者に無償貸与する。なお、現指定管理者が事業継続を希望しない場合は、施設の設置目的を引き継ぎながら管理運営を行うことが可能な民間事業者等に移譲する。③庄内保健福祉総合センターハーモニーは、平成 22 年度までは現行どおり管理運営を行うが、平成 23 年度以降の施設のあり方については、周辺の公共施設と併せて平成 21 年度末までに有効利活用策等を検討し決定する。としております。

124 ページをお願いします。その他の社会福祉施設でございますが、サン・アビリティーズいづかにつきましたは、サン・アビリティーズいづかは、障がい者(児)等のスポーツ・文化・レクリエーション活動などの拠点施設となっており、今後も、障がい者(児)等の多様な社会参加を促進する必要があることから、指定管理者による指定期間満了後においても指定管理者制度を継続しながら存続する。なお、老朽化等に伴い建て替え等の必要性が生じた場合は、代替又は複合化等が可能な施設について検討を行う。としております。

126 ページをお願いします。穂波ふれあい会館ですが、穂波ふれあい会館は、平成 22 年度まで指定管理者による管理運営を行っているが、指定期間満了後の取扱いについては、現指定管理者である社会福祉協議会と無償譲渡(土地については、無償貸与)について協議を行いながら、平成 21 年度末までに決定する。としております。

128 ページをお願いします。忠隈住民センターですが、忠隈住民センターは、設置までの経緯や利用実態等を総合的に勘案した中で、指定管理者による指定期間(平成 22 年度まで)満了後は、地元は無償で移譲(土地については、無償貸与)する。なお、地元が移譲を希望しない場合は、平成 21 年度末までに施設のあり方を再度検討し決定する。としております。

130 ページをお願いします。健康増進・医療施設でございますが、131 ページをお願いします。保健センターですが、①飯塚保健センターは、施設が狭隘であり、老朽化が激しいことや効果的・効率的な事業運営の観点から、庄内保健福祉総合センターに配置している職員を含め穂波庁舎内に保健師や管理栄養士等を集約し、隣接の穂波保健センターを本市の保健衛生活動の拠点とした中で、健康相談、健康指導事業等を実施することから、平成 20 年度末で保健センターの一部については休止する。なお、飯塚保健センター内のトレーニング室については、半健康状態にある人を含めたトレーニング指導等を平成 21 年度まで継続実施し、平成 22 年度以降は、飯塚第一体育館内のトレーニング室で実施することにより、平成 21 年度末で用途廃止する。②保健センターの統合に伴って生じた空きスペース(飯塚保健センター3 階部分)については、現在、普通財産として有償貸与(1 階部分を飯塚医師会検診検査センターとして使用)している飯塚医師会と協議を行い、必要がある場合は有償貸与する。なお、貸与を希望しない場合は、平成 21 年度末までに関係団体等の意見を聴きながら施設の有効利活用策を検討し決定する。としております。

133 ページをお願いします。飯塚市立病院、飯塚休日夜間急患センターですが、134 ページをお願いします。①飯塚市立病院は、平成 49 年度まで指定管理者による管理運営を行うこととなっており、飯塚地区医療圏域(飯塚市、嘉麻市、桂川町)の中核医療施設として、関係医療機関等と連携・協力しながら、圏域住民のニーズに対応できる医療体制を確立する。②飯塚休日夜

間急患センターは、飯塚地区医療圏域の第一次救急医療体制を確保することから今後も継続して設置する。なお、現施設は老朽化が進んでいることから、嘉麻市、桂川町をはじめ現受託者である飯塚医師会等と協議を行いながら、平成 21 年度末までに移設も含めて検討し決定する。また、指定管理者制度の導入についても併せて関係自治体や現受託者等と協議を行う。としております。

135 ページをお願いします。斎場、霊園でございますが、136 ページをお願いします。飯塚市斎場でございますが、飯塚市斎場は、現行どおり施設を継続する必要があるが、火葬炉の改修工事等の必要性があるとともに、飯塚市・桂川町衛生施設組合が設置する筑穂園については、施設の老朽化(火葬炉は平成 10 年に改修)に伴う大規模改修工事等の必要性があるため、関係自治体と統廃合の是非について協議を行いながら、平成 22 年度を目途に決定する。また、施設の管理運営にあたっては、指定管理者制度を継続する。といたしております。

138 ページをお願いします。飯塚霊園でございますが、飯塚霊園は、現行どおり施設を継続する。なお、市町合併に伴い、新たな需要が増加していることから、中心市街地における墓地移転のために確保している敷地の活用について検討を行い、平成 21 年度までに決定する。また、指定管理者制度の導入についても併せて検討を行う。といたしております。

140 ページをお願いします。駐車場でございますが、142 ページをお願いします。①本町駐車場及び東町駐車場は、収支状況等を総合的に勘案し、当分の間は指定管理者制度を継続しながら設置する。②立体駐車場は、中心商店街や図書館等公的施設利用者にとって低廉な料金(一部無料)で利用でき、近隣の公的施設に無料駐車場が併設されていないことなどを考慮し、当分の間は現行どおり指定管理者制度を継続しながら設置する。なお、継続するにあたっては、利用料金制を平成 23 年度から採用する。③文化会館駐車場は、文化会館と一体的な施設であり、平成 21 年度から再度指定管理者による管理運営を行う。としております。

144 ページをお願いします。自転車駐車場でございますが、145 ページをお願いします。① JR 駅前に設置している自転車駐車場は、通勤・通学利用者等の利便性等を図るために存続する必要があるが、公的関与の必要性や利用実態等を勘案しながら、JR 九州と移譲等について協議を行い、平成 21 年度末までに決定する。②吉原町自転車駐車場は、通勤・通学や中心商店街の買物など市民の利便性を図るために存続する必要があるが、利用実態等を整理・検証しながら、平成 20 年度末までに開場時間の短縮など管理運営の見直しについて検討を行い決定する。③本市における放置自転車対策を講じるとともに、再利用可能な放置自転車については、家庭にある不用自転車も含めた利活用策を平成 21 年度末までに検討を行い決定する。としております。

147 ページをお願いします。市営住宅、教官住宅でございますが、153 ページをお願いします。①市営住宅の約 7 割は旧建築基準法により建設されたものであり、居住者の安心・安全を確保するためには建替等が必要であるが、多額の財政支出を伴うことから、近隣にある小規模団地(50 戸未満)等については、平成 22 年度から順次計画的に統廃合する。また、老朽化の著しい一戸建住宅については、順次用途廃止する。②市営住宅の統廃合や建替等に伴う跡地や残地は、民間譲渡(売却)する。また、用途廃止する一戸建住宅については、現入居者に払下げを行う。なお、現入居者が払下げを希望しない場合は、民間譲渡(売却)する。③高齢社会が急速に進展する中、市営住宅の建替等を行う際には、可能な限り高齢者・障がい者福祉住宅の併設等を検討しながら、バリアフリー化の促進など高齢者や障がい者に配慮した安心・安全な市営住宅を整備する。④市営住宅の管理運営にあたっては、市民サービスの向上をはじめ経費削減や事務の簡素化等の観点から、できるだけ早い時期(平成 22 年度を目途)から順次指定管理者制度を導入する。⑤教官住宅は老朽化が進み、修繕に要する経費が増加し、近年中には建て替え等の必要性もあることから、教官住宅の確保に関し、大学関係者等と協議を行い、大学等への

移譲をはじめ、民間賃貸住宅の活用など代替措置の対応も含め、平成 21 年度末までに検討を行い決定する。といたしております。

156 ページをお願いします。都市公園、児童遊園、開発遊園、その他の遊公園でございますが、①都市公園を除き、地域に設置される児童遊園、開発遊園等については、適正配置や利用実態等を勘案し、地域の現状等も踏まえながら、平成 21 年度末までに地域にとって最も有効な利活用策(公園として存続、地域への無償貸与・貸付等)について検討を行い決定する。②地域の公園を存続させる場合は、行政と住民との役割分担を明確にした中で、地域住民等の理解・協力を得ながら、住民との協働による維持管理運営を行う。③児童遊園、開発遊園等の整理統合等により削減できた経費の一部は、幅広い市民の憩いの場として利活用できる都市公園の維持管理や地元管理する児童遊園等の遊具整備等の経費に充てる。としております。

158 ページをお願いします。環境その他の市民生活施設でございますが、160 ページをお願いします。最初に清掃工場(クリーンセンター)でございますが、①清掃工場(以下「クリーンセンター」という。)は、現行どおり継続して設置するが、一部事務組合が設置するごみ処理施設(2 施設)も含め、焼却炉等の老朽化に伴う大規模改修工事等の必要性があるとともにごみ処理方法が異なっているため、関係自治体等とごみ処理全般について協議を行いながら、平成 24 年度を目途に今後の方向性を決定する。②直営で実施しているごみ収集業務(一部は民間委託)等については、管理運営経費の削減や業務の簡素化等を図る観点から、平成 24 年度を目途に民間委託化に向けた計画を策定する。としております。

161 ページをお願いします。環境センターでございますが、163 ページをお願いします。①環境センターは、現行どおり継続して設置するが、一部事務組合が設置するし尿処理施設も含め、貯留・処理槽等の老朽化に伴う大規模改修工事等の必要性があり、関係自治体等とし尿処理施設の集約・再整備等について協議を行い、平成 24 年度を目途に今後の方向性を決定する。②直営で実施しているし尿収集業務(一部については既に民間委託)及び施設の維持管理業務については、管理経費の削減や業務の簡素化等を図る観点から、平成 24 年度を目途に民間委託化に向けた計画を策定する。としております。

164 ページをお願いします。リサイクルプラザでございますが、①リサイクルプラザは、現行どおり継続して設置するが、一部事務組合のリサイクル施設も含め、機械設備の老朽化等に伴う維持補修工事等の必要性があり、関係自治体等とリサイクル施設の集約・再整備等を含めたごみ処理行政全般について協議を行い、平成 24 年度を目途に今後の方向性を決定する。②リサイクルプラザの維持管理及び選別・処理業務は、現在、一部を除き直営で行っているが、管理運営経費の削減等を図る観点から、平成 24 年度を目途に民間委託化も含め更なる経費節減に向けた計画を策定する。としております。

166 ページをお願いします。リサイクルプラザ工房棟(エコ工房)でございますが、リサイクルプラザ工房棟(以下「エコ工房」という。)は、指定管理者制度を継続しながら設置する。また、指定管理者と協議しながら、更なる利用者増に向けた取り組みを積極的に行うとともに、出前教室など体験・学習内容を充実させることにより、循環型社会を確立するための環境保全活動を市民、関係団体等と一体となって推進する。としております。168 ページをお願いします。終末処理場、コミュニティプラント、農業集落排水処理施設でございますが、169 ページをお願いします。①終末処理場、コミュニティプラント及び農業集落排水処理施設は、今後も継続して設置し、効率的な管理運営を行う。なお、汚水処理については、汚水処理構想に基づき、地域ごとに最も適した整備を計画的に行う。②コミュニティプラント及び農業集落排水処理施設の管理運営は、一部民間委託を行っているが、受益者負担をできる限り増加させないためには、更なる経費削減が必要であることから、平成 21 年度を目途に収入増も含めた中で、検討を行いながら収支改善策を決定する。としております。171 ページをお願いします。浄水場、ポ

ンプ場ですが、173 ページをお願いします。浄水場及びポンプ場等については、水道事業基本計画(平成 19 年度策定)に基づいて整備を実施する。なお、老朽化等により施設の新設や大規模改修工事等を実施するときは、可能な限り工事コスト縮減を図りながら施設整備等を行う。また、施設の運転管理業務等については、現在民間委託を行っているが、更なる効果的・効率的な管理運営について検討を行う。としております。

175 ページをお願いします。農産物直売所、農産物加工所でございますが、最初に庄内農産物直売所については、庄内農産物直売所は、指定管理者による指定管理期間が終了する平成 22 年度末で廃止し、施設の機能を継続した中で現指定管理者又は公共的団体に移譲又は貸与する。なお、現指定管理者が移譲等を希望しない場合は、農業関係団体等と協議を行いながら、民間事業者等に譲渡(売却)又は貸付けを含め再度検討を行い、平成 22 年度までに決定する。といたしております。

177 ページをお願いします。颯田農産物直売所ですが、颯田農産物直売所は、指定管理者による指定管理期間が終了する平成 22 年度末で廃止し、現指定管理者若しくは地域の農業関係団体等に移譲若しくは貸与するか、又は民間事業者等に有償譲渡(売却)する。なお、指定管理期間中において、指定管理者等と協議が整った場合は、その時点で廃止し、移譲若しくは貸与又は譲渡(売却)を行う。としております。

179 ページをお願いします。庄内農産物加工所ですが、庄内農産物加工所は、平成 22 年度末で廃止し、施設機能を継続した中で、現利用者又は地域の農業関係団体等に貸与する。なお、現利用者等が貸与を希望しない場合は、民間事業者等に貸付けを行う。なお、平成 23 年度以降の取扱いについては、庄内農産物直売所の見直しと併せて平成 22 年度までに決定する。としております。

181 ページをお願いします。颯田農産物加工所ですが、颯田農産物加工所は、指定管理者による指定管理期間が終了する平成 22 年度末で廃止し、現指定管理者若しくは地域の農業関係団体等に貸与するか、又は民間事業者等に有償譲渡(売却)する。なお、指定管理期間中の貸与、廃止について、指定管理者等と協議が整った場合は、その時点で廃止し、貸与又は譲渡(売却)を行う。としております。

183 ページをお願いします。八木山高原ユースホテル、八木山高原集会所ですが、八木山高原ユースホテルについては、八木山高原ユースホテルは、平成 21 年度(できるだけ早い時期)に廃止し、民間譲渡する。としております。

185 ページをお願いします。八木山高原集会所ですが、八木山高原集会所は、平成 21 年度(できるだけ早い時期)に廃止し、民間譲渡する。としております。

187 ページをお願いします。観光宿泊施設でございますが、最初に庄内温泉筑豊ハイツですが、庄内温泉筑豊ハイツは、指定管理者である(財)筑豊勤労者福祉協会が管理運営を行っているが、当財団の設立に至った経緯等を勘案し、次回の指定管理期間が終了する平成 27 年度末で廃止し、現指定管理者に移譲する。なお、現指定管理者が移譲を希望しない場合は、今後の飯塚市の施設運営方針に沿った管理運営が可能な民間事業者等に有償譲渡(売却)する。としております。

189 ページをお願いします。旧伊藤伝右衛門邸ですが、旧伊藤伝右衛門邸は、地域住民、観光協会、民間ボランティア団体並びに観光・文化関係団体等と協議を行いながら、できるだけ早期(平成 23 年度を目途)に柔軟で効率的な管理運営ができる指定管理者制度を導入する。としております。

191 ページをお願いします。内野宿友遊館「長崎屋」ですが、内野宿友遊館「長崎屋」は、内野宿「展示館」と合わせた中で、指定管理者制度を継続し、地域全体の活性化に向け、地域特性や実情に応じてまちづくりに貢献することが期待できる地域関係団体等を指定管理者とし

て指定する。なお、将来を見据えた中で、更なる地域活性化を推進することが必要であることから、地域関係団体等が自主的かつ自立的に事業展開できる体制が整ったとき(平成 26 年度を目途)は、地域関係団体等に施設を移譲又は貸与する。としております。

193 ページをお願いします。旧松喜醤油屋ですが、旧松喜醤油屋は、市指定の有形文化財であるが、今後は、民間活力を活用したほうが、より柔軟で効率的な管理運営ができることから、平成 21 年度から当分の間は、これまでどおり市の普通財産として管理し、地域の公共的団体又は文化関係団体等に貸与することにより、施設の有効利活用を図る。としております。

195 ページをお願いします。その他の産業経済施設でございますが、最初に新産業創出支援センター(e-ZUKA トライバレーセンター)ですが、新産業創出支援センター(e-ZUKA トライバレーセンター)は、e-ZUKA トライバレー構想に基づくベンチャー支援、産学官と連携した新産業創出等の拠点施設として重要な施設であることから、指定管理者制度を継続しながら設置する。としております。

197 ページをお願いします。地方卸売市場ですが、地方卸売市場は、平成 21 年度までに卸売会社や国、県等と協議を行い、協議が整い次第、現卸売会社等に民間移譲する。としております。

199 ページをお願いします。乾燥調製施設、ライスセンターですが、①筑穂乾燥調製施設は、指定管理者による管理運営が行われているが、指定期間(平成 27 年 6 月末まで)満了後は、用途廃止し、現指定管理者等に民間移譲する。なお、現指定管理者等が移譲を希望しない場合は、民間事業者等に譲渡(売却)する。②大分ライスセンター作業所は、地域の営農組合が委託を受け施設の管理運営を行っているが、管理運営の実態としては、営農組合が自主的に事業を展開しており、公的関与の必要性は薄いことから、平成 21 年度までに管理受託者をはじめ県、関係団体等と協議を行いながら、協議が整い次第、民間移譲する。なお、現受託者が移譲を希望しない場合は、再度、県や関係団体等と協議を行う。としております。

201 ページをお願いします。本庁、支所、出張所ですが、204 ページをお願いします。①本庁(飯塚庁舎)は、設備も含め施設の老朽化が著しく、建て替え又は大規模改修工事の必要性があるが、莫大な費用が見込まれることから、当分の間は、現行のまま使用せざるを得ないが、市民サービスに支障をきたすことも考えられ、また、本市の防災の拠点施設でもあり、安心・安全なまちづくりを進める観点からも、市民の意見を聴きながら、平成 23 年度を目途に建替工事等の実施の有無について決定する。②支所は、地域住民の利便性などを考慮し継続して設置する。なお、今後は、本庁、支所が果たすべき役割を明確にし、市民生活に密接に関係する届出等の受理、苦情・相談の受付等軽易な事務処理のみを行う総合窓口化について平成 21 年度末までに検討を行い、平成 23 年度から実施する。③穂波庁舎は平成 6 年、筑穂庁舎は平成 14 年に建設されたものであるが、今後更に空きスペースが増加することが予想されることから、更なる分庁方式の拡大を図るとともに、玄関ロビーや事務室等の空きスペースについては、文化・歴史的資料などの展示や公共的団体をはじめ、行政関係機関や民間事業者等に貸与するなど、市民や関係団体等の意見を聴きながら、平成 21 年度末までに有効利活用策について決定する。④庄内庁舎は昭和 32 年、颯田庁舎は昭和 55 年に建設されたものであり、老朽化が著しく、市民サービスの提供に支障をきたすことが予想されることから、近隣の公共施設への移設等も含めて、地域住民等の意見を聴きながら検討を行い、平成 21 年度末までに決定する。⑤出張所は、利用実態等を総合的に勘案し、出張所の機能は継続した中で、地域コミュニティの拠点施設である地区公民館において事務処理を行う。としております。

207 ページをお願いします。同和会館・人権啓発センター、男女共同参画推進センターですが、209 ページをお願いします。同和会館・人権啓発センターですが、①立岩会館、伊岐須会館、穂波人権啓発センター及び筑穂人権啓発センターは、当分の間、現行どおり存続するが、

施設の老朽化に伴い、利用実態等を総合的に勘案した中で、施設の統合整理等について、平成 22 年度を目途に関係団体等と協議を行い決定する。②同和会館、人権啓発センターの管理運営は、市民サービスの向上をはじめ、経費削減や事務の簡素化の観点から、事務事業委託の拡充や指定管理者制度の導入などについて検討を行い、平成 23 年度を目途に関係団体等と協議を行い決定する。としております。

211 ページをお願いします。男女共同参画推進センターですが、男女共同参画推進センター(以下「サンクス」という。)は、平成 8 年に開設したものであり、男女共同参画社会の実現を目指す市民活動の重要な拠点施設であることから、継続して設置する。なお、管理運営については、柔軟かつ弾力的で効率的な運営を行いながら、市民サービスの更なる向上が期待できる指定管理者制度の導入について、関係団体等と協議を行いながら、平成 22 年度を目途に決定する。としております。

213 ページをお願いします。その他の施設でございますが、市民交流プラザにつきましては、市民交流プラザは、多機能化を図りながら継続して設置し、管理運営にあたっては、指定管理者制度を継続する。としております。

215 ページをお願いします。飯塚総合会館ですが、飯塚総合会館は、関係市町と協議を行い、平成 20 年度末で廃止する。なお、廃止後は、本庁舎の別館として位置付けて、会議室等として使用する。としております。

216 ページをお願いします。防災センターですが、防災センターは、遠賀川上流域の洪水時における河川管理施設保全活動及び復旧活動の拠点施設であり、今後も継続して設置する。としております。

218 ページをお願いします。消費生活センターですが、消費生活センターは、(財)福岡県消費者協会飯塚支所と共同で運営を行い、筑豊地区全域を担当区域としており、今後も継続して設置する。なお、相談体制の充実や設置場所の移設の是非については、平成 20 年度末までに関係団体等と協議を行いながら決定する。としております。220 ページをお願いします。飯塚オートレース場ですが、飯塚オートレース場は、現行どおり継続して設置する。ただし、単年度収支が赤字となり、収支改善の見込みが立たないと判断したときは、直ちに包括的民間委託を導入する。としております。

222 ページをお願いします。集会所、生活館、納骨堂、農機具保管庫、農業共同作業所ですが、集会所、生活館については、集会所、生活館は、地域の実情等を踏まえながら、廃止や地域関係団体等への移譲等について地域住民や関係団体等と協議を行い、平成 22 年度を目途に施設毎の方向性を決定する。なお、地域関係団体等への移譲にあたっては、自治公民館の地元自治会への移譲と同様に、設置までの経緯を踏まえ、老朽化の状況に応じた一定基準の補修費助成などの措置を講じることについても、併せて検討を行い、平成 22 年度を目途に関係団体等と協議を行い決定する。としております。

224 ページをお願いします。納骨堂については、納骨堂は、地域の実情等を踏まえながら、利用者や関係団体等と協議を行い、同意を得次第、順次地域関係団体等へ移譲する。なお、地域関係団体等への移譲にあたっては、集会所等と同様に、設置までの経緯を踏まえ、老朽化の状況に応じた一定基準の補修費助成などの措置を講じることについても、併せて検討を行い、平成 22 年度を目途に関係団体等と協議を行い決定する。としております。

225 ページをお願いします。農機具保管庫、農業共同作業所ですが、226 ページをお願いします。農機具保管庫及び農業共同作業所は、利用実態等を踏まえながら、利用者や関係団体等と協議を行い、同意を得次第、使用頻度の少ない施設については、順次廃止するとともに、継続施設については、地域関係団体等へ移譲する。また、移譲にあたっては、集会所等と同様に設置までの経緯を踏まえ、老朽化の状況に応じた一定基準の補修費助成などの措置を講じるこ

とについても、併せて検討を行い、平成 22 年度を目途に決定する。としております。

228 ページをお願いします。公の施設使用料等受益者負担ですが、①公の施設等の使用・利用料等の受益者負担については、「負担の公平性・公正性」を確保する観点から、統一した施設のコスト計算を行い、施設の性質毎に受益者負担割合を設定した中で、全ての公の施設等について検討を行い、平成 22 年度から使用料等を改定する。②使用料等の改定にあたって、大幅な値上げが必要となる場合は、激変緩和措置として改定上限率の設定についても併せて検討を行う。③使用料等の減額・免除については、施設の設置目的に応じて、政策推進等も勘案しながら、具体的・統一的な適用基準を平成 21 年度までに策定し、平成 22 年度から実施する。また、使用料等の利用者区分についても、年齢等による区分、市民以外の区分等を設定することについて、減額・免除と併せた中で検討を行う。④適正な額を維持するためには、一定の期間ごとに定期的な見直しを行うことが必要であることから、その周期等について検討し、平成 22 年度の使用料等の見直し後から採用する。としております。なお、別途正誤表を配布いたしておりますので訂正方お願いいたします。

以上で、第一次実施計画素案(たたき台)等の説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりました。なお、本日の提出資料に対する質疑でございますが、11月21日(金)及び25日(月)に委員会を開き、行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。また、質疑内容につきましては、出来る限り事前通告を行っていただき、通告の締切日については、11月14日(金)を考えておりますので、事務局まで、ご提出ください。

お諮りいたします。「公共施設等のあり方について」は、継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「公共施設等のあり方について」は、継続審査とすることに決定いたしました。

これをもちまして、公共施設等のあり方に関する調査特別委員会を散会いたします。

お疲れ様でした。